

沖縄県国土強靱化地域計画の概要

沖縄県防災危機管理課

1 策定の趣旨

国において「国土強靱化基本計画」が策定されたことを踏まえ、大規模自然災害等に備え、いかなる災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の強靱化を推進するため、本計画を策定する。

2 策定の根拠

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条の規定による「国土強靱化地域計画」として策定する。

3 計画の位置づけ

- ・地域強靱化に係る本県の他の計画等の指針となる。
- ・国の「国土強靱化基本計画」との調和が保たれたものとする。
- ・本県の「沖縄21世紀ビジョン基本計画」との整合を図るものとする。

4 基本目標

地域強靱化を推進するための基本目標として、以下①～④を設定した。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

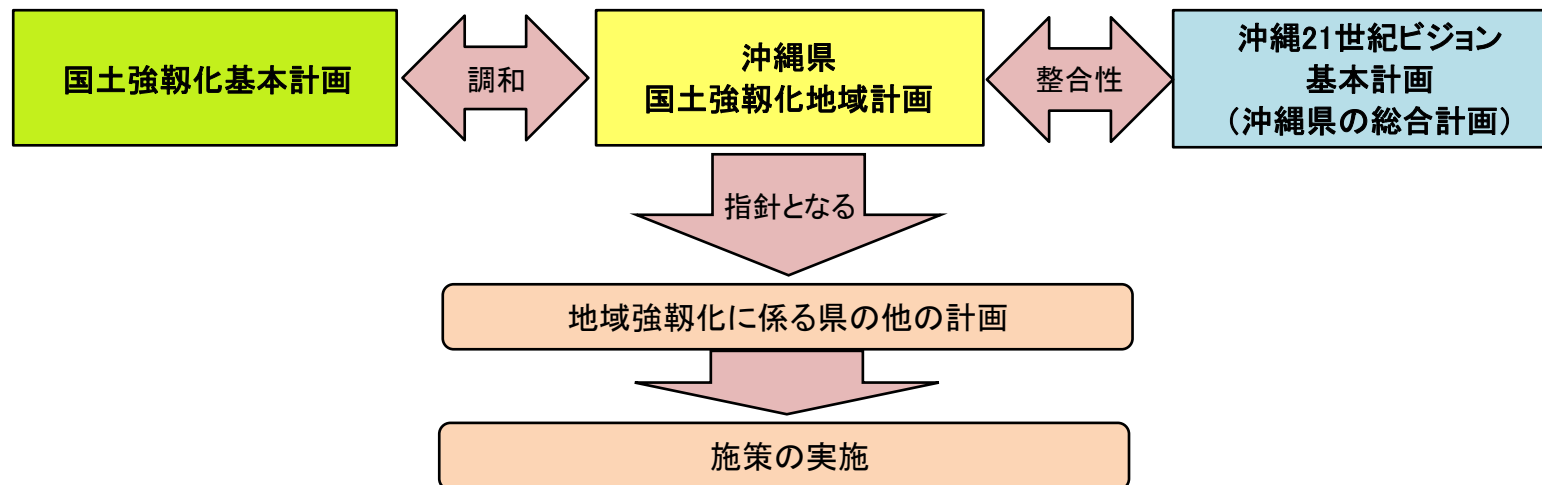
5 「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本目標を達成するため、8つの「事前に備えるべき目標」及びこれに関連する35の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を想定し、これらを回避するための施策として、推進方針を設定した。(別表1・2)

6 計画の推進と不断の見直し

今後の社会経済情勢等の変化や地域強靱化の施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに本計画の内容の見直しを行うこととする。

〔沖縄県国土強靱化地域計画の体系〕



沖縄県国土強靱化地域計画の概要(全体構成)

- ①国土強靱化基本法第13条に規定する「国土強靱化地域計画」であること。
- ②国土強靱化に係る本県の計画等の指針となるべきもの。
- ③本県の総合計画である「沖縄21世紀ビジョン基本計画」と整合性を図る。

第1章 本県の地域特性

→計画案で想定している災害を設定

第2章 地域強靱化の基本的な考え方

→【基本目標】を設定

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②県の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

第3章 脆弱性評価

→脆弱性評価(必要な施策、課題等)の方法を設定

- ①想定するリスクシナリオを設定 →計35シナリオ
- ②各リスクシナリオごとに必要な施策、課題等を洗い出し
- ③洗い出した必要な施策、課題等を12の施策分野ごとに再整理

脆弱性評価を実施

(別紙1)リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

施策分野ごとに再整理

(別紙2)施策分野ごとの脆弱性評価結果

脆弱性評価を踏まえ推進方針を決定

第4章 地域強靱化の推進方針

→地域強靱化のために必要な施策・指針等を設定(施策分野ごと)

地域強靱化に係る本県の指針

リスクシナリオごとに再整理

(別紙3)リスクシナリオごとの地域強靱化の推進方針

※令和3年度に追加

第5章 計画の推進と不断の見直し

→PDCAの実施、概ね5年ごとの見直し
→市町村地域強靱化計画の策定・推進

(別紙4)リスクシナリオごとの地域強靱化の推進方針に基づく個別事業一覧

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)		事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生			6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止、異常湧水等により用水の供給の途絶
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水			6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態			6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生			7-1	市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	7	制御不能な二次災害を発生させない	7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生			7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足			7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足			7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶による医療機能の麻痺			7-6	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生			8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発			8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下			8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止			8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態				
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下				
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止				
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等				
		5-4	食料等の安定供給の停滞				

☆計画(案)別紙1, 2で明記した脆弱性評価結果を踏まえ、個別施策分野・横断的分野の推進方針を設定

◇個別施策分野の推進方針

<p>(1)行政機能／警察・消防 ※知事公室、子ども生活福祉部、土木建築部、警察本部</p> <p>〈行政機能〉 ○大規模災害対応力の強化 ○災害対策拠点整備 ○災害対策本部運営訓練(防災対策事業) ○地域防災組織の拡充 ○災害時における事業者等との連携強化 ○公共建築物の耐震化の促進 ○応援体制の強化(防災対策事業)</p> <p>〈警察〉 ○地域安全対策の推進 ○交通安全環境の整備</p> <p>〈消防〉 ○消防力の強化 ○消防・救急従事者の育成</p>	<p>(3)保健医療・福祉 ※保健医療部、病院事業局、子ども生活福祉部</p> <p>○救急医療、離島・へき地医療の充実 ○災害時の救急医療体制の充実 ○医療提供体制の充実・高度化、医師・看護師等の確保と資質向上 ○医師・看護師等の育成 ○感染症対策の推進 ○災害時要援護者支援計画促進(大規模災害対応力の強化)(再掲) ○社会福祉施設等の耐震化</p>	<p>(7)農林水産 ※農林水産部</p> <p>○自然環境に配慮した森林・林業生産基盤の整備 ○沖縄の特性に応じた農業生産基盤の整備 ○農地及び農業用施設の保全 ○県営・団体営ため池等整備(農地及び農業用施設の保全) ○農業生産基盤の長寿命化・防災減災対策 ○耕作放棄地発生防止の対策 ○水産業生産基盤の整備 ○水産基盤施設における防災対策の強化</p>
<p>(2)住宅・都市 ※土木建築部、企業局、保健医療部、農林水産部</p> <p>○密集市街地等の整備改善と避難地の確保 ○民間住宅・建築物等の耐震化促進 ○都市の浸水対策 ○安定した水資源の確保と上水道の整備 ○建設産業人材の育成</p>	<p>(4)情報通信 ※知事公室、企画部</p> <p>○防災情報システム等の拡充強化 ○総合行政情報通信ネットワークの運用</p>	<p>(8)県土保全 ※土木建築部、農林水産部</p> <p>○土砂災害対策 ○高潮等対策 ○治水対策 ○治水施設の機能維持(長寿命化対策)</p>
	<p>(5)エネルギー・産業 ※企業局、商工労働部、知事公室</p> <p>○工業用水道施設の整備 ○電力エネルギーの安定供給 ○安定したエネルギーの確保 ○石油コンビナート等防災対策(防災対策事業)</p>	<p>(9)環境 ※環境部、知事公室</p> <p>○水質保全に関する監視活動、普及啓発等 ○大気環境の常時監視、事業者の監視・指導の強化 ○災害廃棄物処理計画フォローアップ ○災害時における事業者等との連携強化(再掲)</p>
	<p>(6)交通・物流 ※知事公室、土木建築部、企画部、商工労働部、警察本部、子ども生活福祉部</p> <p>○緊急物資輸送機能の確保 ○地域特性に応じた交通・輸送基盤の整備 ○物流拠点の核となる空港の整備 ○人流・物流を支える港湾の整備 ○陸上交通基盤の整備 ○交通安全環境の整備(再掲)</p>	<p>(10)土地利用(県土保全) ※企画部、農林水産部</p> <p>○地籍調査の促進 ○耕作放棄地発生防止の対策(再掲)</p>

◇横断的分野の推進方針

<p>(1)リスクコミュニケーション ※知事公室、農林水産部、企画部</p> <p>○地域防災組織の拡充(再掲) ○交流と共創による農山漁村の活性化 ○地域づくりを担う人材の育成</p>	<p>(2)老朽化対策 ※土木建築部、教育庁、子ども生活福祉部、企業局、保健医療部</p> <p>○公共施設等における耐震化対策の推進 ○学校施設の耐震化対策の推進 ○社会福祉施設等の耐震化(再掲)</p>	<p>○水道施設の耐震化対策 ○下水道事業(長寿命化・地震対策)</p>
---	---	--

(注)計画(案)別紙3は、上記の推進方針をリスクシナリオごとに再整理したものになります。